松江市告示第 116 号

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月18日

松江市長 松 浦 正 敬

設置主体	施設名	所在地	確認を辞退する年月日	確認を辞退する子ども・ 子育て支援 施設等の種類
松江市	待機児童対策緊急一時預かり推進事業所 (松江市立津田幼稚園内)	松江市東津田町1189-1 (松江市立津田幼稚園)	令和3年4月 1日	一時預かり事業
松江市	待機児童対策緊急一時預かり推進事業所 (松江市立大庭幼稚園内)	松江市大庭町808-1 (松江市立大庭幼稚園)	令和3年4月1日	一時預かり事業